

「固定電話番号の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会」(第4回)

1 日時 令和7年1月30日(木) 10時00分～10時37分

2 場所 Web会議

3 出席者

固定電話番号の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会構成員(敬称略)

(1) 有識者

相田 仁(座長)、河村 真紀子、山下 東子(以上3名)

(2) 関係事業者・関係事業者団体

江浪 亮介(東日本電信電話株式会社)、加納 大三(楽天モバイル株式会社)、鎌田 理之(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)、木下 雅樹(西日本電信電話株式会社)、田淵 翔(KDDI株式会社)、種村 青治(東日本電信電話株式会社)、千葉 昌義(楽天コミュニケーションズ株式会社)、長澤 秀幸(東日本電信電話株式会社)、壬生 浩二(西日本電信電話株式会社)、村岡 大輔(ソフトバンク株式会社)、岡田 良平(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)

(3) オブザーバー

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

(4) 総務省

五十嵐 大和(電気通信技術システム課長)、平松 寛代(番号企画室長)、
中田 五月(番号企画室課長補佐)

【相田座長】 ただいまから、「固定電話番号の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会」の第4回会合を開催いたします。本日はご都合により長田構成員と藤井構成員がご欠席と伺っております。まず、事務局より開催にあたってご説明をお願いいたします。

【中田補佐】 WEB会議による開催上の注意事項についてご案内いたします。本日の会合の傍聴者につきましては、WEB会議システムによる音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきまして

は、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュート（OFF）にして、映像もOFFにさせていただきますよう、お願いいたします。ご発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際には、マイクをONにして、映像もONにしてご発言ください。発言が終わりましたら、いずれもOFFに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時全員宛に連絡をいただければ、対応させていただきます。

続いて、配付資料の確認です。本日の資料は、資料4-1から4-4となっております。事務局からは以上になります。

【相田座長】 それでは議事に入ります。前回会合の議論の結果を踏まえたガイドライン（案）につきましては、総務省において令和6年12月17日火曜日から令和7年1月20日月曜日までの間、意見募集が行われました。本日は寄せられた意見に対する考え方について検討を行いたいと思います。それでは、まず事務局から意見募集の結果等について説明をお願いいたします。

【中田補佐】 事務局でございます。それでは資料4-1および4-2に基づきまして説明をさせていただきます。まず資料4-1でございまして、固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン（案）に対する意見募集の結果でございます。こちらの意見募集ですけれども、令和6年の12月17日から令和7年1月20日までの間に意見募集を実施させていただきまして、その結果、意見提出が6件ございました。内訳でございますけれども、法人4件、個人2件となっておりまして、意見の提出者は表示しておりますとおりでございます。

続きまして、いただいた意見とそれに対する考え方についてご説明をさせていただきます。まず意見の一つ目でございますけれども、番号ポータビリティの実施の原則等に関してNTT東西さんからいただいたご意見でございます。こちらに関しましては、「利用者利便を確保するため、原則番号ポータビリティを可能とすることについて賛同します。」とのご意見をいただいております。こちらに対する総務省の考え方といたしましては、「実施に関するガイドライン（案）について賛同のご意見として承ります。」とさせていただいております。

続きまして意見2つ目、番号ポータビリティの利用に係る手続きに関する意見でございます。こちらは、利用に係る料金と移転先事業者から利用者に対する情報提供を行うことについて賛同いただけるというご意見でございます。総務省の考えとしても「賛同の意見として承ります。」とさせていただきます。

続きまして意見3でございます。こちらは、番号ポータビリティの利用に係る運用というところで、ポータビリティの迅速な実施の担保に関してのご意見ございまして、ガイドラインに記載させていただいております「全ての固定電話使用事業者がア～ウの内容に対応すべきことは利用者利便の向上に資するために賛同します。」とのご意見をいただいております。こちらに関しましても総務省の考え方としまして「賛同の意見として承ります。」とさせていただきます。

続きまして、意見4、ポータビリティの利用に係る運用というところで引き止め行為の禁止に関する意見ございまして、こちらについてもNTT東西さんから「引き止め行為等の禁止について賛同の考えです。」といただいております。

続きまして意見5ございまして、こちらはKDDIさんからいただいているご意見でございます。内容でございますけれども、「固定電話番号の番号ポータビリティについて片方向で既に実施されているというところで双方向になっても運用は変わらないものと認識している。」「片方向番号ポータビリティにおいて現在運用上大きな課題が発生していない認識ではあるが、双方向ポータビリティ開始によって問題等が生じた場合にはガイドラインを見直すべき。」とご意見をいただいております。こちらに対する総務省の考えでございますけれども、「賛同の意見として承ります。」と示させていただいた上で、「ガイドラインについては番号ポータビリティの円滑かつ確実な実施を図るために必要に応じてその内容を見直すこととしている。」「双方向ポータビリティ開始後に問題が生じた場合には必要に応じて適切な見直しを行う。」という考えを示させていただきます。

続きまして6ページは一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会様からいただいたご意見でございます。内容ですけれども、まずは「本ガイドライン（案）に賛同します。」というところで意見をいただいております。その他内容に関しましては大きく三つに関して意見をいただいております。

まず一つ目ですけれども、NTT東西さんが提供する光コラボ事業者間における番号ポータビリティについてのご意見ございまして、「光コラボ事業者間での番号ポータビリティについては本当に番号ポータビリティであるかどうか。」というところのご質問と、「光コラボ

事業者間での契約事業者変更において、現在事前に承諾書というものが必要なのでワンストップではないのではないか。」といったご意見をいただいているところでございます。光コラボ事業者間であっても、番号ポータビリティというところには変わりはありませんので、総務省の考えとして、固定電話番号のポータビリティについては、全ての固定電話番号使用事業者が対象であり、NTT東西から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者間の番号ポータビリティも対象になるというところで明確にさせていただいてございます。ただし、番号ポータビリティの利用以外に必要な手続きということで、例えばインターネット回線の契約事業者変更の手続きに関しましては、本ガイドラインは固定電話番号の番号ポータビリティに係る内容というところでございますので、こちらについてのご意見については本ガイドラインの対象外となりますとの回答を示してございます。

二つ目のご意見で、「番号管理事業者と卸業者間との公平性担保のために現在番号管理事業者のみに共有されているポータビリティの実施に関する協定をJUSAさんや卸事業者にも開示した上でオープンに議論することが必要です。」とのご意見でございます。ガイドラインでは、全ての固定電話番号使用事業者は、「必要な手続きおよび必要な情報等についてあらかじめ設定して、これを卸電気通信役務の相手方にあらかじめ共有する。」と定めてございます。これを踏まえまして、総務省からの考え方として、「番号管理事業者と卸事業者間の公平性の担保については、ガイドラインにおいて全ての固定電話番号使用事業者は、標準的な処理機関連手続に必要な情報およびその方法についてあらかじめ設定し、これを卸電気通信役務の相手方にあらかじめ共有することとしており、また事業者間の不当な干渉についても禁止しているというところから全ての固定電話番号使用事業者がこれを遵守すれば、公平性については担保されるもの。」と回答を示させていただいているところでございます。

続きまして三つ目のご意見でございますけれども、特定IP電話番号（050番号）の番号ポータビリティについてのご意見でございまして、「050番号に対しても番号ポータビリティの対象とすることで更なる利用者利便を確保することが重要である。」というご意見でございます。こちらですけれども、情報通信審議会におきまして特定電話番号の番号ポータビリティについては議論が行われておりまして、その結果を示させていただいてございます。その内容を踏まえまして総務省の考え方といたしましては、「特定IP電話番号の番号ポータビリティについては情報通信審議会で行われた議論において特定IP電話番号は番号の指定可能の余地が大きい、利用者が多いとは言えない状況であり、番号ポータビリティを義

務づけた場合、事業者において設備投資による負担が一定程度必要となり、結果、利用者にも負担が発生するとの理由から、当面の間、番号ポータビリティの義務づけを行わないことが適当であるとの結論が得られ、その結論を答申としていただいております。」と示させていただいており、「今後の対応につきましては引き続き情報を注視してまいります。」と回答をさせていただいているところでございます。

以上が一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会様からいただいたご意見に対する回答でございます。

続きまして意見7は個人の方からいただいた意見でございます。内容ですけれども、固定電話番号のポータビリティが企業向けを除外してどの程度需要があるのだろうかといった需要に関する疑問というところと、また利用者にとって該当可能性が高いものや番号ポータビリティの実施の例外といったものに関して総務省のホームページ等によって説明を強く要望したいといった意見をいただいているところでございます。まずは需要に関するご意見の回答でございますけれども、「固定電話番号の双方向ポータビリティの実現は、利用者にとって契約可能な事業者の選択肢が広がることから法人のみならず個人にとっても利便の向上に繋がるものと考えております。」という回答をさせていただいております。また実施の例外に関しては、「番号ポータビリティの実施の例外として総務大臣が認める場合および各ケースの利用者への影響については総務省のホームページに掲載することとしておりまして、その内容に基づいて事業者において利用者に対する十分な周知を行っていただくこととなります。総務省におきましても事業者と連携して固定電話番号における双方向ポータビリティに関する情報を利用者にわかりやすいように周知していく考えです。」との回答を示させていただいております。

続きまして意見8も個人の方からいただいた意見でございますけれども、050番号の番号ポータビリティに関する内容でございます。「050Plus等のVoIP電話も合わせて議論してほしい。」という内容でございます。こちらに関しましては、先ほどご紹介させていただきましたJUSA様からのご意見と同じ内容と認識しておりますので、回答に関しましても、JUSA様に回答させていただいた内容と同一のもので代えさせていただいているところでございます。

以上が資料4-1に基づくガイドライン（案）に対する意見募集の結果とその考え方でございます。

資料4-2はガイドライン（案）となつてございまして、意見募集の結果、意見募集開始

時から内容の変更はないものとなっております。1点だけ2ページ目の番号ポータビリティの実施の例外に関しては、意見募集の際にはURLが決まっておらず、「URL調整中」となっておりましたがけれども、こちらはURLが決まりましたのでその内容を記載させていただいているところでございます。ただし、検討会を行っているこの時点では、URLは決まっているのですけれども内容についてはまだ公開されておられません。こちらについては然るべきタイミングでホームページを更新させていただきまして、URLについても有効とさせていただきます。以上が資料4-1と4-2に基づく説明となっております。事務局からは以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございました。それではただいまの事務局からの説明に関しまして、ご質問・ご意見等がございます方は、チャット欄に書き込んでいただければ私の方から順次指名させていただきますし、それが難しいようでしたら直接マイクをオンにして発言いただいても結構です。それでは山下構成員、お願いいたします。

【山下構成員】 ご説明ありがとうございました。これでガイドラインが整ったということなので、一言自分の感想めいたことを申し上げたいと思います。これまで片方向だったポータビリティが今度は双方向になるということで、昔よく言われていた非対称的規制というものがあるのですけれども、それでいうと市場の競争環境が整ったので非対称を外して対称的規制になるということなのかということで、それは競争促進の面からとても喜ばしいことだと考えました。ただ初めての事例といえますか、導入のところでございますし、そういうことで様々な混乱が生じるだろうということが私には1ユーザーとして考えると何か混乱が生じるのではないかと考えてしまいます。そこでガイドラインの6では、適宜いろいろなことを見直していくというようにおっしゃっていますし、特にこの技術革新のとても激しいところで、そしてウェブでみんなが情報を得て、そしてそこで行動を決めるという時代でございますので、それに即して事業者の方も総務省においてもアンテナを張り巡らせて必要な見直しは適宜していただくというようなことを重ねて要望したいと思いました。コメントだけでございます。以上です。

【相田座長】 ありがとうございました。ただいまの山下構成員からのご発言につきまして事務局から何かございますか。

【中田補佐】 事務局でございます。山下構成員、コメントありがとうございます。おっしゃるとおりガイドラインの見直しに関しては、今後何かしら発生する可能性もございますので、総務省といたしましてもアンテナを張り巡らせていただきまして、必要な対応につ

いては適宜検討をさせていただきたいと考えてございます。ありがとうございました。

【相田座長】 今、山下構成員がおっしゃられたこととも多少関係ありますけれども、資料4-1の4ページの意見6の二つ目のところにある、ただし番号ポータビリティの利用以外に必要となる手続きというところが、なかなかやはり一般の利用者の方にはわかりにくいのではないかと思いますので、意見に対する考え方のところに書き込むということでは必ずしもないと思いますけれども、これから一般に周知・広報する際に、やはり契約の形態によっては電話サービスの契約事業者を変えようと思うと下にあるインターネット回線を合わせて契約変更しなければならない場合には、より手続きが複雑になるので、期間や料金というのは番号ポータビリティのガイドラインに示されているものとは話が変わってくるというところをよりわかりやすくご説明いただいた方がいいのではないかと思いますのでお願いしたいと思います。これにつきまして事務局から何かございますでしょうか。

【中田補佐】 相田座長、ありがとうございます。おっしゃるとおり電話番号の番号ポータビリティの利用に係る手続き以外にも手続きも生じる可能性があり、その点注意いただく必要があることを利用者にもご理解いただけるように周知したいと考えてございます。

【相田座長】 それでは河村構成員、お願いいたします。

【河村構成員】 ありがとうございます。コメントと質問があるのですけれども、委員がそれぞれおっしゃったように必要に応じて内容を見直すこととするというところで、消費者の方に何か困った事態があったときには今後手当してほしいと思います。それに関しまして、ガイドラインの中にも4ページのところに苦情への対応という項目がありますけれども、事業者は窓口の設置や苦情処理手順の作成を行い、番号ポータビリティに関する苦情に対応することとあるのですけれども、こういう今回の固定電話のポータビリティに対してどういう苦情が来たかというのは、総務省として把握することはできる建付けになっているのでしょうか。先ほどのアンテナを張り巡らすという山下構成員のご発言にも関係すると思うのですけれども、何か報告するところがあるのかなど教えていただけますか。

【中田補佐】 河村構成員、ありがとうございます。消費者からの苦情といったところで総務省としても苦情の受付をさせていただいてございますので、事業者の対応だけでは解決しないような場合に関しましては、苦情対応の窓口にご意見のメールなどをいただければと思ってございます。また総務省としましてそういったトラブルがないかというところは事業者にも確認するようにしていきたいと思ってございます。

【相田座長】 他にいかがですか。それでは特に意見に対する考え方およびガイドライン

そのものについて修正すべきというご意見はなかったと思いますので、このガイドライン（案）に対する意見に対する考え方およびガイドライン（案）につきましては、総務省において今後必要な手続きを進めていただければと思います。なお、てにをは等多少の修正が今後発生する場合につきましては事務局と私にご一任いただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議題（２）番号ポータビリティの実施の例外として総務大臣が特に認める場合についてということで、まず事務局から説明をお願いいたします。

【中田補佐】事務局でございます。それでは資料４－３に基づいて説明をさせていただきます。番号ポータビリティの実施の例外として総務大臣が特に認める場合というところでまとめさせていただいているところでございます。

１ページ目でございますが、電気通信番号計画に規定します固定電話番号ポータビリティの実施の例外（番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者の影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合）および利用者への周知の必要性についてでございますけれども、下の方に表示させていただいております表にまとめさせていただいているところでございます。

実施の例外についてですけれども、総務省のホームページに掲載させていただきまして、こちらの例外に何か追加や削除などが発生いたしましたら随時更新を行っていく考えでございます。

実際の実施の例外と利用者への周知の必要性でございますけれども、まず技術的な困難性を勘案して総務大臣が特に認める場合ということで、こちらについては二つございます。

まず一つ目ですけれども、NTT東西以外の事業者が払い出した電話番号およびNTT東西が光ファイバーを利用した光IP電話サービス（ひかり電話）のために払い出した電話番号をNTT東西加入電話および総合デジタル通信サービスに移行する場合というところが総務大臣が特に認める場合としてございまして、こちらについては利用者さんが該当する可能性が高いというところですので、利用者に対しての周知が必要というところで利用者への周知の必要性については○というようにさせていただいております。

二つ目でございますけれども、移転元事業者と移転先事業者の設備で収容可能な固定電話番号の番号帯が異なる場合というところでございます。詳細についてはこの後にNTT東西さんから改めて説明をさせていただければと思っておりますので、私の方からは詳細についての説明を割愛させていただきたいと思っております。こちらの内容に関してですけれども、

必ずしも全ての利用者さんが対象になるわけではございませんけれども、該当が見込まれる利用者さんに対しては周知が必要というところで、利用者への周知の必要性として○をさせていただいているところでございます。

続きまして利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合でございます。こちらに関しましては下の方にまとめさせていただいてございまして、以下の固定電話サービスから移行する場合や当該固定電話サービスに移行する場合というところで、三つ示させていただいてございます。一つ目は利用者が番号を意識しないサービスというところで、NTT東西さんが提供する公衆電話および緊急通報用電話サービス等が該当するものでございます。また臨時電話サービスというところで、例えば30日間だけ臨時的に契約するような電話についても利用者さんへの影響が少ないというところで総務大臣が特に認める場合としてございます。また一般の利用者に対して提供されないサービスということで、例えば株式会社日本緊急通報サービスが提供する消防機関への代理通報サービスは、車に搭載されているセンサーで何らかの事故等が起きた場合に、それを受けて消防機関等に対して代理通報を行うといったサービスでございますけれども、こちらは一般の利用者に対して提供されるサービスではございませんので、総務大臣が特に認める場合としてございます。こちらの内容三つに関しましては、利用者への周知の必要性ということは必ずしも必要ないというところで示させていただいているところでございます。

続いて2ページ目に関しましては、先ほど技術的な困難性を勘案して総務大臣が特に認める場合の一番目について、参考として図示をさせていただいたところでございますので、説明については割愛させていただきたいと思っております。事務局からの本資料の説明は以上となっております。

【相田座長】 ありがとうございます。続きまして、ただいまの事務局からの説明の中にありましたNTT東西様からのご説明ということでNTT東西様からお願いいたします。

【NTT東日本 江浪構成員】 NTT東日本の江浪と申します。それでは私の方からNTT東西と他事業者様の番号帯が異なる場合に弊社への番号ポータビリティができないケースがございますのでご説明したいと思います。具体的な事例をご説明した方がわかりやすいので下の図でご説明いたします。北海道の石狩と小樽市の市境に銭函というエリアがございまして、銭函のエリアの一部を青く色を塗っておりますけれども、こちらのエリアは河川や緑地帯で区分されておりました、地理的制約によって本来収容すべき小樽から収容できずに、お隣の石狩から収容しているようなケースがございます。このようなエリアではNTTの東西

は0133という番号ですけれども、他事業者様の番号が0134ということで、東西と各社様の番号が異なるケースがあるというように想定をしております。このようなケースで他事業者様の番号0134から弊社の方に番号ポータビリティを申し込みになられた場合、弊社ではこの住所は0133のエリアですという認識をしていて、住所と設備が一对でくくりついておりますので、他事業者様の番号を番号ポータビリティできないような技術的な要件になります。

次のページをご覧ください。どの程度こういったエリアがあるのかというところで、現在精査中ではございますけれども、東西で市町村単位になりますけれども600程のエリアがございます。ただこのリストに書かれているエリアの全てのお客様がこの対象になるということではなくて、開示している市町村の一部のエリアで地理的制約によってお隣の市町村に収容されている可能性があるということになります。右下に、今回1ページ前でご説明した地理的な条件をわかりやすくご説明させていただきますと、小樽と札幌と石狩の市境になりますけれども、小樽市の銭函というエリアが海岸線に沿って張り出したような構成になっておりまして、この真ん中に河川と緑地帯があって小樽市から収容できないという地理的制約がございます。こういう場合はお隣の石狩市から収容してサービスを提供するということになりますので、この場合は番号が異なるということになります。以上がNTT東西の方で番号が異なる場合に番号できない場合のご説明でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。それではただいまの事務局およびNTT東西様からのご説明につきまして、ご質問・ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

私からNTT東西様へのご質問で、まずは確認ですけれども、これは光収容の場合もということですか。

【NTT東日本 江浪構成員】 その通りです。光収容の場合も番号区画ごとに収容する設備を分けている場合がございますので発生をいたします。

【相田座長】 今、番号区画という言葉もおっしゃったのですが、番号区画上は他社さんが使っている市外局番の方が正しいわけで、これは今お話しした範囲ですと通信システム上の技術的な理由というよりは、バックエンドシステムでこの住所の人はここに収容する、この住所の人はこの市外局番を割るというようなところの制約だとお聞きしたのでございますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

【NTT東日本 江浪構成員】 弊社側のネットワーク構成やシステムによる影響になります。

【相田座長】 このために全国の双方向番号ポータビリティを止めるというのは不適切だと思いますけれども、この件に関しては極端な言い方をすればNTTさんの番号収容がルールを守っていないというように見受けられますので、やはりできるだけ速やかに解消していただき、少なくとも水色で示した区域で他事業者さんが電話を引いてくるときには0134の電話番号になるということで、いずれにしても隣同士で市外局番が違うという状況はこの水色のエリアでは生じるのですから、そういう状態を許容するような形にNTTさんの通信システムおよびバックエンドシステムも改修していただくということを希望したいと思いますけれども、これについてはNTTさんいかがでしょうか。

【NTT東日本 江浪構成員】 おっしゃる通りで、NTT東西のネットワーク構成の見直しやシステムの改修等については引き続き取り組んで本事象を解消できるようにしていきたいと思っております。検討の途中経過等については適宜定期的に総務省様の方にご報告させていただきたいと思っております。以上です。

【相田座長】 これは地域ごとに順次解消されていくというように考えてよろしいのでしょうか。

【NTT東日本 江浪構成員】 地域ごとになるのか、東西全てのエリアが一斉に解消されるのかも技術的な検討を進めさせていただきまして、方向が見えたら総務省様にご報告させていただきたいと思います。

【相田座長】 ありがとうございました。他にご質問・ご意見いかがでございますか。それでは特に事務局資料の2項目の②につきましては、当面やむを得ないが順次解消の見込みがあるということでこのまま進めていただくことをお願いしたいと思っておりますけれども、もし追加のご質問・ご意見がございましたら後ほど事務局の方までご連絡いただければと思います。

続きまして議題の3その他ということで、今後の予定等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【中田補佐】 事務局でございます。本日はご議論いただきまして大変ありがとうございました。先ほど相田座長からお話いただきましたけれども、ガイドライン（案）に対する意見に対する考え方およびガイドライン（案）に関しましては、速やかに準備のうえ事務局にて公表の手続きを行ってまいりたいと思っております。事務局からは以上となります。

【相田座長】 ありがとうございました。以上で事務局にご用意いただいた議事は終了いたしましたけれども、全体を通じてご発言のご希望がございましたらお受けしたいと思い

ますが、いかがでございましょうか。

以上をもちまして、固定電話の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会を閉会させていただきます。本日、皆様お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。